

燕市都市公園条例の一部改正について

燕市都市公園条例（平成18年燕市条例第166号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 9 月 9 日 提 出

燕市長 佐 野 大 輔

記

燕市都市公園条例の一部を改正する条例

燕市都市公園条例(平成18年燕市条例第166号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

燕市吉田ふれあい広場	ゴーカート
------------	-------

」

を

「

燕市吉田ふれあい広場	ゴーカート
	人工芝コート
	ナイター設備

」

に改める。

別表第3燕市交通公園の項中「すべて」を「全て」に改め、同表燕市吉田ふれあい広場の項中「ゴーカート」の次に「、人工芝コート及びナイター設備」を加える。

別表第3燕市吉田ふれあい広場の項及びその他の公園の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5(第22条関係)

有料施設使用料

公園名	区分	利用区分	内容	金額(円)
燕市交通公園	ゴーカート	1人用	(1回1周)	100
		2人用		150
	サイクルモノ	小学生及び中	(1回1周)	50

	レール	学生		
		一般（高校生以上）		100
燕市吉田ふれあい広場	ゴーカート	1人用	(1回1周)	50
		2人用		100
	人工芝コート	1面	(1時間)	3,000
	ナイター設備	4基	(1時間)	2,000

備考 平日に限り、ゴーカート及びサイクルモノレールは、20人以上の団体の場合、上記金額の50%とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月16日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日前においても、同日以後の燕市吉田ふれあい広場の人工芝コート及びナイター設備の利用について、この条例による改正後の燕市都市公園条例の規定の例により申請、許可、使用料の徴収その他の必要な行為を行うことができる。